

議案第 38 号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国府津駅広場の安全性及び利便性の向上を図るための拡張整備に伴い、一般車駐車を附設するため改正する。

[内 容]

1 附帯施設の追加（第 2 条の 2 関係）

駅前広場の附帯施設に一般車駐車場（以下「駐車場」という。）を追加することとする。

2 駐車場の供用時間（第 7 条の 5 関係）

駐車場の供用時間は、終日とすることとする。

3 駐車場の使用制限等（第 7 条の 6 関係）

(1) 自動車の駐車場所

駐車場内においては、自動車の駐車場所として区画された場所以外の場所に自動車を駐車してはならないこととする。

(2) 駐車することができる自動車

駐車場に駐車することができる自動車は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（長さ 5 メートル以下かつ幅 2 メートル以下のものに限る。）とすることとする。

(3) その他の制限

次のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車することができないこととする。

ア 発火又は引火のおそれのある物品を積載している自動車

イ 駐車場の施設を損傷するおそれのある自動車

ウ その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車

4 駐車場の使用料（第 7 条の 7 及び別表第 2 関係）

駐車場を使用する者は、次の使用料を納付しなければならないこととする。

| 単 位 | 金 額 |
|--------|---------------------|
| 20 分ごと | 200 円（最初の 20 分は、無料） |

5 駐車場の使用料の徴収方法（第8条関係）

駐車場の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を当該駐車場から出場させる際に徴収することとする。

6 過料（第20条関係）

詐欺その他不正の行為により、駐車場の使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の2倍に相当する金額以下の過料を科することとする。

7 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日